

鳥取県温泉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第91号

鳥取県温泉法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県温泉法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県温泉法施行細則(昭和62年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示、追加条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
(温泉掘削許可申請書等の様式) 第2条 省令第1条第1項の申請書及び省令第6条第1項の申請書は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。	(温泉掘削許可申請書等の様式) 第2条 省令第1条第1項の申請書及び省令第4条第1項の申請書は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
(温泉掘削許可等承継承認申請書の様式) 第4条 省令第3条第1項の申請書及び省令第4条第1項の申請書は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。	
(温泉掘削許可申請書等の記載事項の変更の届出) 第5条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者(以下「温泉掘削者等」という。)は、法第8条第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をするまでの間に、第2条の申請書の記載事項のうち住所、氏名その他知事が別に定める事項に変更を生じたときは、速やかに様式第6号による届出書を知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任さ	(温泉掘削許可申請書等の記載事項の変更の届出) 第4条 法第3条第1項又は法第9条第1項の許可を受けた者(以下「温泉掘削者等」という。)は、法第6条第1項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をするまでの間に、第2条の申請書の記載事項のうち住所、氏名その他知事が別に定める事項に変更を生じたときは、速やかに様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

れている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する生活環境部長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置されたくらしの安心推進課の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）に提出しなければならない。

（温泉掘削工事等完了（廃止）届出書の様式）

第6条 省令第5条の届出書は、様式第7号によるものとする。

（温泉掘削許可標識等の掲示）

第7条 温泉掘削者等（法第11条第1項の動力の装置の許可を受けた者を除く。）は、掘削又は増掘の工事の期間中、当該工事場所の見やすい位置に、様式第8号による標識を掲示しなければならない。

（温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出）

第8条 温泉源から温泉を採取する者（以下「温泉採取者」という。）は、温泉ゆう出路をしゅんせつし、ゆう出管を入れ替え、ゆう出槽を改修し、又は動力の装置を更新しようとするときは、あらかじめ様式第9号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第8条第1項の規定及び第6条の規定は、温泉ゆう出路のしゅんせつ、ゆう出管の入替え、ゆう出槽の改修又は動力の装置の更新の工事について準用する。この場合において、同条中「省令第5条の届出書」とあるのは「第8条第2項において準用する法第8条第1項の規定による届出」と、「ものとする」とあるのは「届出書を提出してするものとする」と読み替えるものとする。

（温泉のゆう出状況の報告）

第9条 温泉採取者は、毎年4月20日までに、その年の4月1日現在における温泉のゆう出状況について、様式第10号による報告書を知事に提出しなければならない。

（温泉採取権の譲渡の届出）

第10条 温泉採取者は、温泉源から温泉を採取する権利（以下「温泉採取権」という。）を譲渡したときは、速やかに様式第11号による届出書を知事に提出

（温泉掘削工事等完了（廃止）届出書の様式）

第5条 省令第3条の届出書は、様式第5号によるものとする。

（温泉掘削許可標識等の掲示）

第6条 温泉掘削者等（法第9条第1項の動力の装置の許可を受けた者を除く。）は、掘削又は増掘の工事の期間中、当該工事場所の見やすい位置に、様式第6号による標識を掲示しなければならない。

（温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出）

第7条 温泉源から温泉を採取する者（以下「温泉採取者」という。）は、温泉ゆう出路をしゅんせつし、ゆう出管を入れ替え、ゆう出槽を改修し、又は動力の装置を更新しようとするときは、あらかじめ様式第7号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第6条第1項の規定及び第5条の規定は、温泉ゆう出路のしゅんせつ、ゆう出管の入替え、ゆう出槽の改修又は動力の装置の更新の工事について準用する。この場合において、同条中「省令第3条の届出書」とあるのは「第7条第2項において準用する法第6条第1項の規定による届出」と、「ものとする」とあるのは「届出書を提出してするものとする」と読み替えるものとする。

（温泉のゆう出状況の報告）

第8条 温泉採取者は、毎年4月20日までに、その年の4月1日現在における温泉のゆう出状況について、様式第8号による報告書を知事に提出しなければならない。

（温泉採取権の譲渡の届出）

第9条 温泉採取者は、温泉源から温泉を採取する権利（以下「温泉採取権」という。）を譲渡したときは、速やかに様式第9号による届出書を知事に提出

<p>しなければならない。</p> <p>(温泉の採取の廃止等の届出)</p> <p><u>第11条</u> 温泉採取者は、温泉の採取を廃止し、又は中止したとき（温泉採取権を譲渡したことにより、温泉の採取を廃止する場合を除く。）は、その日から10日以内に<u>様式第12号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(原状回復の報告)</p> <p><u>第12条</u> <u>法第10条</u>（<u>法第11条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令を受けた者は、速やかに原状回復のため必要な措置を行い、知事の指定する日までに<u>様式第13号</u>による報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(温泉利用許可申請書の様式)</p> <p><u>第13条</u> <u>省令第7条第1項</u>の申請書は、<u>様式第14号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉利用許可承継承認申請書の様式)</p> <p><u>第14条</u> <u>省令第8条第1項</u>の申請書及び<u>省令第9条第1項</u>の申請書は、それぞれ<u>様式第15号</u>及び<u>様式第16号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉成分等揭示届出書の様式)</p> <p><u>第15条</u> <u>省令第11条</u>の届出書は、<u>様式第17号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉利用施設の設備の改修の届出)</p> <p><u>第16条</u> <u>法第15条第1項</u>の許可を受けた者（以下「温泉供用者」という。）は、その温泉利用施設の次の設備を改修しようとするときは、あらかじめ<u>様式第18号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるものに類する設備</p> <p>(温泉の利用の廃止の届出)</p> <p><u>第17条</u> 温泉供用者は、温泉を公共の浴用又は飲用に供するのをやめたときは、その日から10日以内に<u>様式第19号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(温泉成分分析機関登録申請書の様式)</p>	<p>しなければならない。</p> <p>(温泉の採取の廃止等の届出)</p> <p><u>第10条</u> 温泉採取者は、温泉の採取を廃止し、又は中止したとき（温泉採取権を譲渡したことにより、温泉の採取を廃止する場合を除く。）は、その日から10日以内に<u>様式第10号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(原状回復の報告)</p> <p><u>第11条</u> <u>法第8条</u>（<u>法第9条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令を受けた者は、速やかに原状回復のため必要な措置を行い、知事の指定する日までに<u>様式第11号</u>による報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(温泉利用許可申請書の様式)</p> <p><u>第12条</u> <u>省令第5条第1項</u>の申請書は、<u>様式第12号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉成分等揭示届出書の様式)</p> <p><u>第13条</u> <u>省令第7条</u>の届出書は、<u>様式第13号</u>によるものとする。</p> <p>(温泉利用施設の設備の改修の届出)</p> <p><u>第14条</u> <u>法第13条第1項</u>の許可を受けた者（以下「温泉供用者」という。）は、その温泉利用施設の次の設備を改修しようとするときは、あらかじめ<u>様式第14号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前各号</u>に掲げるものに類する設備</p> <p>(温泉の利用の廃止の届出)</p> <p><u>第15条</u> 温泉供用者は、温泉を公共の浴用又は飲用に供するのをやめたときは、その日から10日以内に<u>様式第15号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(温泉成分分析機関登録申請書の様式)</p>
--	--

第18条 法第19条第2項の申請書は、様式第20号によるものとする。

(温泉成分分析機関登録事項変更届出書の様式)

第19条 省令第15条第1項の届出書は、様式第21号によるものとする。

(温泉成分分析業務廃止届出書の様式)

第20条 省令第16条の届出書は、様式第22号によるものとする。

(書類の提出)

第21条 略

様式第2号(第2条関係)

温泉増掘(動力の装置)許可申請書

職氏名 様

温泉のゆう出路を増掘(温泉をゆう出させるために動力を装置)したいので、温泉法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略			
温泉の湧出及び利用の現況	略		
	温泉の利用施設	場所	
		略	
略			

注1及び2 略

添付書類

1~5 略

6 申請者が温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

第16条 法第15条第2項の申請書は、様式第16号によるものとする。

(温泉成分分析機関登録事項変更届出書の様式)

第17条 省令第11条第1項の届出書は、様式第17号によるものとする。

(温泉成分分析業務廃止届出書の様式)

第18条 省令第12条の届出書は、様式第18号によるものとする。

(書類の提出)

第19条 略

様式第2号(第2条関係)

温泉増掘(動力の装置)許可申請書

職氏名 様

温泉のゆう出路を増掘(温泉をゆう出させるために動力を装置)したいので、温泉法第9条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略			
温泉の湧出及び利用の現況	略		
	温泉の利用施設	位置	
		略	
略			

注1及び2 略

添付書類

1~5 略

6 申請者が温泉法第9条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第3号(第3条関係)

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可の有効期間更新申請書

職氏名 様

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可の有効期間の更新をしたいので、温泉法第5条第2項(第11条第2項において準用する同法第5条第2項)の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ,
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第4号(第4条関係)

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可承継承認申請書(合併・分割)

職氏名 様

合併(分割)に伴い温泉掘削(増掘・動力の装置)の許可を承継したいので、温泉法第6条第1項(温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項)の規定による承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代表者氏名 ,
電 話 番 号

合併により消滅する法人又

主たる事務所の所

様式第3号(第3条関係)

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可の有効期間更新申請書

職氏名 様

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可の有効期間の更新をしたいので、温泉法第5条第2項(第9条第2項において準用する同法第5条第2項)の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ,
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

は分割前の法人	在 地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により事業を承継する法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併（分割）予定年月日		年 月 日
許可の種類		掘削・増掘・動力の装置
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
掘削（増掘・動力の装置）を行う土地		番地（地目）

添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号（温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号）までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第5号（第4条関係）

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可承継承認申請書（相続）

職氏名 様

相続に伴い温泉掘削（増掘・動力の装置）の許可を承継したいので、温泉法第7条第1項（温泉法第11条第2項において準用する同法第7条第1項）の規定による承認について、関係書類を添えて次とおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号

相続人	住 所	
-----	-----	--

	氏 名	
	被相続人との続柄	
被相続人	住 所	
	氏 名	
相続開始年月日	年 月 日	
許可の種類	掘削・増掘・動力の装置	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
掘削（増掘・動力の装置）を行う土地	番地（地目）	

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上の場合において、その全員の同意により温泉掘削（増掘・動力の装置）の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号（温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号）までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第6号（第5条関係）

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可申請書記載事項変更届出書

職氏名 様

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可申請書の記載事項に変更を生じたので、鳥取県温泉法施行細則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
,
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第4号（第4条関係）

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可申請書記載事項変更届出書

職氏名 様

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可申請書の記載事項に変更を生じたので、鳥取県温泉法施行細則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
,
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第7号(第6条、第8条関係)

温泉掘削工事等完了(廃止)届出書

職氏名 様

温泉掘削工事等を完了(廃止)したので、温泉法第8条第1項(温泉法第11条第2項において準用する同法第8条第1項・鳥取県温泉法施行細則第8条第2項において準用する温泉法第8条第1項)の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名 ,
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注1及び2 略

添付書類 略

様式第8号(第7条関係)

略

備考 略

様式第9号(第8条関係)

温泉ゆう出路しゅんせつ等届出書

職氏名 様

温泉ゆう出路のしゅんせつ等をしたいので、鳥取県温泉法施行細則第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名 ,
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに

様式第5号(第5条、第7条関係)

温泉掘削工事等完了(廃止)届出書

職氏名 様

温泉掘削工事等を完了(廃止)したので、温泉法第6条第1項(温泉法第9条第2項において準用する同法第6条第1項・鳥取県温泉法施行細則第7条第2項において準用する温泉法第6条第1項)の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名 ,
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略

注1及び2 略

添付書類 略

様式第6号(第6条関係)

略

備考 略

様式第7号(第7条関係)

温泉ゆう出路しゅんせつ等届出書

職氏名 様

温泉ゆう出路のしゅんせつ等をしたいので、鳥取県温泉法施行細則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名 ,
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに

代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉の ゆう出 及び利 用の現 況	略 温泉の利 用施設	場所 略
略		

注1及び2 略
添付書類 略

様式第10号(第9条関係)

温泉ゆう出状況報告書

職氏名 様

鳥取県温泉法施行細則第9条の規定により、温泉のゆう出状況について次のとおり報告します。

年 月 日

報告者 住 所
氏 名 ,
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉の利用施設	場所	
	略	

注 略

様式第11号(第10条関係)

温泉採取権譲渡届出書

職氏名 様

温泉採取権を譲渡したので、鳥取県温泉法施行細則第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉の ゆう出 及び利 用の現 況	略 温泉の利 用施設	位置 略
略		

注1及び2 略
添付書類 略

様式第8号(第8条関係)

温泉ゆう出状況報告書

職氏名 様

鳥取県温泉法施行細則第8条の規定により、温泉のゆう出状況について次のとおり報告します。

年 月 日

報告者 住 所
氏 名 ,
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉の利用施設	位置	
	略	

注 略

様式第9号(第9条関係)

温泉採取権譲渡届出書

職氏名 様

温泉採取権を譲渡したので、鳥取県温泉法施行細則第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉の利用施設	場所	
	略	

注 略
添付書類 1 及び 2 略

様式第12号 (第11条関係)

温泉採取廃止 (中止) 届出書

職氏名 様

温泉の採取を廃止 (中止) したので、鳥取県温泉
法施行細則第11条の規定により、次のとおり届け出
ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略

注 1 及び 2 略

様式第13号 (第12条関係)

原状回復報告書

職氏名 様

年 月 日付第 号で命じられたと
おり原状に回復したので、鳥取県温泉法施行細則第
12条の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉の利用施設	位置	
	略	

注 略
添付書類 1 及び 2 略

様式第10号 (第10条関係)

温泉採取廃止 (中止) 届出書

職氏名 様

温泉の採取を廃止 (中止) したので、鳥取県温泉
法施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出
ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略

注 1 及び 2 略

様式第11号 (第11条関係)

原状回復報告書

職氏名 様

年 月 日付第 号で命じられたと
おり原状に回復したので、鳥取県温泉法施行細則第
11条の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

報告者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第14号 (第13条関係)

温泉利用許可申請書

職氏名 様

温泉を公共の浴用(飲用)に供したいので、温泉
法第15条第1項の規定により、関係書類を添えて次
のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉利用施設	場所	
	略	
略		

注1及び2 略

添付書類

- 1 ~ 4 略
- 5 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しな
い者であることを誓約する書面
- 6 飲用の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び
大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の
結果を記載した書類

様式第15号 (第14条関係)

温泉利用許可承継承認申請書(合併・分割)

報告者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第12号 (第12条関係)

温泉利用許可申請書

職氏名 様

温泉を公共の浴用(飲用)に供したいので、温泉
法第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次
のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉利用施設	位置	
	略	
略		

注1及び2 略

添付書類

- 1 ~ 4 略
- 5 申請者が温泉法第13条第2項各号に該当しな
い者であることを誓約する書面

職氏名 様

合併（分割）に伴い温泉利用の許可を承継したいので、温泉法第16条第1項の規定による承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者 氏名

電 話 番 号

合併により消滅する法人又は分割前の法人	事務所所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により事業を承継する法人	事務所所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併（分割）予定年月日		年 月 日
許可の種類		浴用・飲用
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
温泉利用施設	場 所	
	名 称	

添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

様式第16号（第14条関係）

温泉利用許可承継承認申請書（相続）

職氏名 様

相続に伴い温泉利用の許可を承継したいので、温泉法第17条第1項の規定による承認について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
電話番号

相続人	住 所	
	氏 名	
	被相続人との続柄	
被相続人	住 所	
	氏 名	
相続開始年月日		年 月 日
許可の種類		浴用・飲用
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
温泉利用施設	場 所	
	名 称	

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

様式第17号（第15条関係）

温泉成分等揭示届出書

職氏名 様

公共の浴用（飲用）に供する温泉の成分等を揭示したいので、温泉法第18条第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略	
温泉利用施設	場所

様式第13号（第13条関係）

温泉成分等揭示届出書

職氏名 様

公共の浴用（飲用）に供する温泉の成分等を揭示したいので、温泉法第14条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略	
温泉利用施設	位置

	略
--	---

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 温泉法第18条第2項の温泉成分分析の結果を明らかにした書類
- 3 温泉法施行規則第10条第1項各号に掲げる事項を明らかにした書面

様式第18号（第16条関係）

温泉利用設備改修届出書

職氏名 様

温泉利用設備を改修したいので、鳥取県温泉法施行細則第16条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉利用施設	場所	
	略	
略		

注 略

添付書類 略

様式第19号（第17条関係）

温泉利用廃止届出書

職氏名 様

温泉を公共の浴用（飲用）に供するのをやめたので、鳥取県温泉法施行細則第17条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

	略
--	---

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 温泉法第14条第2項の温泉成分分析の結果を明らかにした書類
- 3 温泉法施行規則第6条各号に掲げる事項を明らかにした書面

様式第14号（第14条関係）

温泉利用設備改修届出書

職氏名 様

温泉利用設備を改修したいので、鳥取県温泉法施行細則第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉利用施設	位置	
	略	
略		

注 略

添付書類 略

様式第15号（第15条関係）

温泉利用廃止届出書

職氏名 様

温泉を公共の浴用（飲用）に供するのをやめたので、鳥取県温泉法施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉利用施設	場所	
	略	
略		

注 略
添付書類 略

様式第20号 (第18条関係)

温泉成分分析機関登録申請書

職氏名 様

温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法
第19条第2項の規定により、関係書類を添えて次の
とおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略
添付書類
1 ~ 4 略
5 申請者が温泉法第19条第4項各号に該当しな
い者であることを誓約する書面

様式第21号 (第19条関係)

温泉成分分析機関登録事項変更届出書

職氏名 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略		
温泉利用施設	位置	
	略	
略		

注 略
添付書類 略

様式第16号 (第16条関係)

温泉成分分析機関登録申請書

職氏名 様

温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法
第15条第2項の規定により、関係書類を添えて次の
とおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略
添付書類
1 ~ 4 略
5 申請者が温泉法第15条第4項各号に該当しな
い者であることを誓約する書面

様式第17号 (第17条関係)

温泉成分分析機関登録事項変更届出書

職氏名 様

温泉成分分析機関登録申請書の記載事項に変更を
生じたので、温泉法第20条の規定により、次のとおり
届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第22号(第20条関係)

温泉成分分析業務廃止届出書

職氏名 様

温泉成分分析業務を廃止したので、温泉法第21条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

温泉成分分析機関登録申請書の記載事項に変更を
生じたので、温泉法第16条の規定により、次のとおり
届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

様式第18号(第18条関係)

温泉成分分析業務廃止届出書

職氏名 様

温泉成分分析業務を廃止したので、温泉法第17条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに
代表者の氏名)
電話番号

略

注 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

	の届出の受理																		
	8 同規則第17条の規定による温泉の利用の廃止の届出の受理																		総合事務所長
略																			
略																			

	の届出の受理																		
	8 同規則第15条の規定による温泉の利用の廃止の届出の受理																		総合事務所長
略																			
略																			

(鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第3条 鳥取県住民基本台帳法施行細則(平成14年鳥取県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(条例第2条の規則で定める事務)	(条例第2条の規則で定める事務)
第1条の2 略	第1条の2 略
2 条例第2条第2号の規則で定める事務は、温泉法(昭和23年法律第125号)第19条第1項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。	2 条例第2条第2号の規則で定める事務は、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
3~10 略	3~10 略

附 則

この規則は、平成19年10月20日から施行する。